

成田市鳥獣被害対策実施隊設置規則

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により定める成田市鳥獣被害防止計画に基づく法第2条の2第1項に規定する被害防止施策（以下「被害防止施策」という。）を適切に実施するため、法第9条第1項の規定により市長が定める地区ごとに成田市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を置く。

(組織等)

第2条 実施隊は、成田市鳥獣被害対策実施隊員（以下「隊員」という。）をもって組織する。

2 隊員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 被害防止施策の実施に関し、専門的な知識を有し、かつ、積極的に取り組むことが見込まれる者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 隊員の任期は、2年とする。ただし、隊員が欠けた場合における補欠の隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においても隊員の任命を解くことができる。

5 隊員は、再任されることができる。

(職務)

第3条 隊員の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域住民と連携した被害防止施策の推進に関すること。

(2) 成田市鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の捕獲等その他被害防止施策の実施に関すること。

(3) 対象鳥獣の捕獲等の技術の向上及び普及に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(服務)

第4条 隊員は、市長の招集に応じて、その職務に従事する。

2 隊員は、常に誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

3 隊員は、その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となる行為をしてはならない。

4 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第5条 隊員は、第3条各号に掲げる職務を行ったときは、鳥獣被害対策実施隊活動報告書(別記第1号様式)により市長に報告するものとする。

(隊員証)

第6条 隊員は、第3条各号に掲げる職務を行うときは、その身分を明らかにするため、常に隊員証(別記第2号様式)を携帯しなければならない。

2 隊員でなくなった者は、直ちに隊員証を市長に返却しなければならない。

(庶務)

第7条 実施隊の庶務は、鳥獣被害対策主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、実施隊の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[別記様式 略]